

長い旅 人生を 豊かに

ロングライフサポート協会

会報

famille

令和5年11月21日発行

発行/一般社団法人ロングライフサポート協会
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目19-14
ビーエスビル博多3階A2号
電話：0120-196-119 FAX:092-710-4791

Vol.7

<http://lls.sakura.ne.jp/>



くつろげる場所を探してみよう

ご相談 随時受付中

困難事例にも対応

全国235名サービスご利用中



一般社団法人

ロングライフサポート協会

Long Life Support Association

☎ 0120-196-119

いつでもお気軽にお電話ください。

蓄積されたデータで
柔軟に対応いたします

入居先が見つからない
身元引受人が今すぐ必要
金銭管理だけしてほしい
等々



2023年度 創立 15周年 にむけて 事業総括と

身元引受事業は新たなステージへ

我々は2011年から14年間にわたり230名以上の方々を対象にフルパッケージの身元引受事業を行って参りました。当初は施設入居の際に身元引受人がいない、生活保護受給高齢者を中心に行政と連携のもと身元引受をさせて頂いておりましたが、ここ数年で一気に環境が変わってきたと実感しております。

その背景にあるのは2025年問題。団塊の世代800万人全てが後期高齢者になるこの時点で社会の構造が大きく変わり始めたと考えられます。

子供のいない高齢者世帯が高齢者世帯の3分の1に達する、本格的に身寄りのない「無縁社会」の時代が到来したと考えるべきかと思えます。

社会構造が変わる中、医療も介護も従来の延長上では事業運営が難しい時代が到来しています。無縁社会における新たな仕組み「身元保証から地域保証」の仕組みを公的機関、企業、地域の資源を組み合わせる早急に構築する段階にきているのではないのでしょうか。

ロングライフサポート協会
代表理事 清原 晃

そのためには、当協会の力だけでは足りず、施設、病院、行政、居宅、企業と、それぞれが得意な分野で活躍していくことが肝要です。我々に是非その一翼を担わさせて下さい。



一般社団法人ロングライフサポート協会

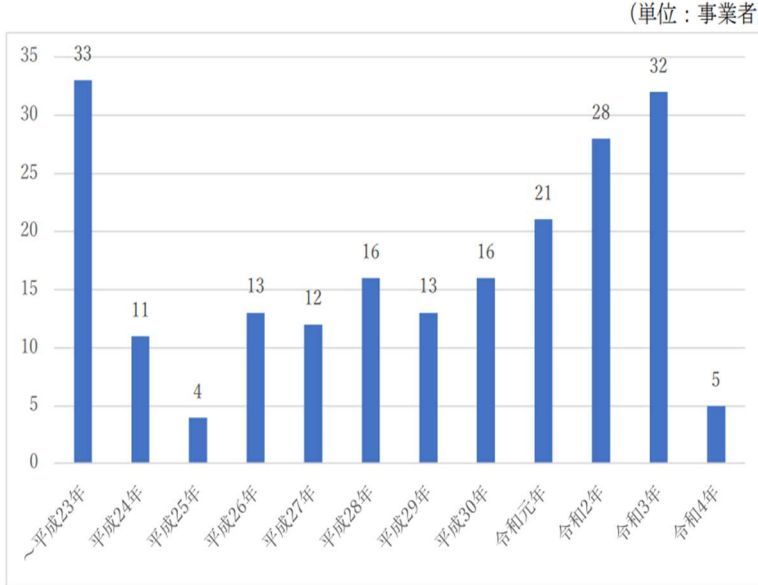
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目19-14ビーエスビル博多3階A2号
TEL: 0120-196-119 (092-710-4790) FAX: 092-710-4791
ホームページ: <http://lls.sakura.ne.jp/> <http://miyori-support.com/>



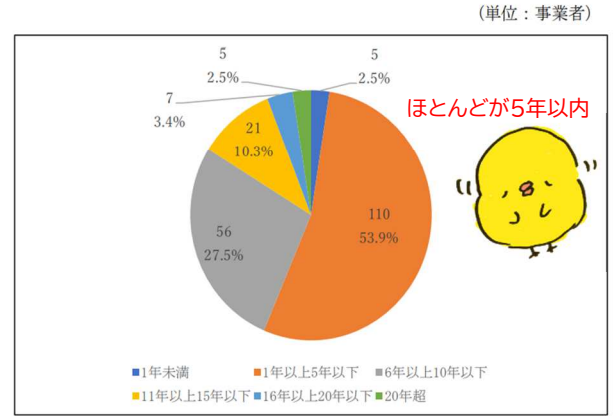
身元引受業者の増加と当協会の立ち位置

身元引受業者は直近増加傾向ですが、ここ数年で始まった業者が多く、直近5年未満の開設が過半数を占めます。当協会が14年目になるのは業界内ではかなり長いほうであるといえます。業界は新しいステージ「黎明期」にあると言えます。

図3 事業開始年別の事業者数



(単位：事業者) 図4 事業継続年数の階層別の事業者数

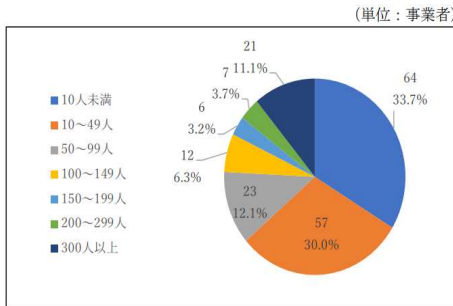


(注) 1 当省の調査結果による。
2 事業継続年数は、事業者の事業開始年から令和4年までの継続年数で整理した。
3 割合は、事業者調査を実施した204事業者に対するものであり、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

(注) 1 当省の調査結果による。
2 令和4年の数値は8月時点のものである。

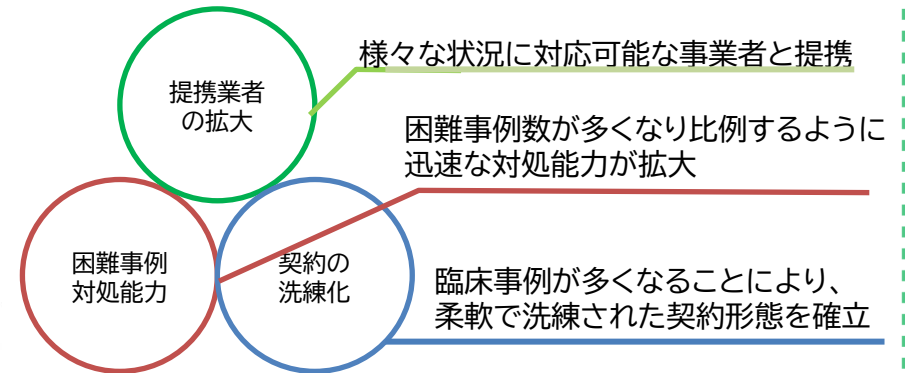
※200件以上の契約者数を獲得できている事業者はわずか15%に過ぎない

図6 契約者数の階層別の事業者数



(注) 1 当省の調査結果による。
2 全国団体の支社・支部である事業者及び契約者数に疑義のある事業者を除いた190事業者について整理したものである。
3 割合は、注2の190事業者に対する割合であり、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

長期間の持続的な運営によって我々が得た武器は主に三つです。



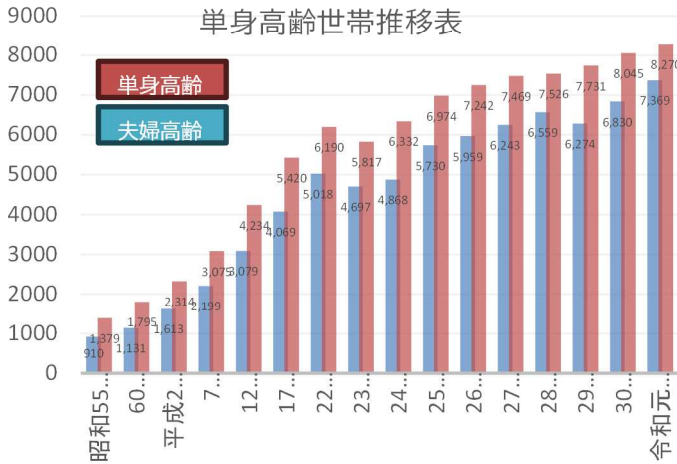
すこしずつすこしずつ...
 雪の季節が到来してまいりました。
 雪が降り積もるように
 人の一生も降り積もる。
 私達は人の歴史を掬いあげるような
 身寄りのサービスを続けて参ります。

身元引受の現状と課題について

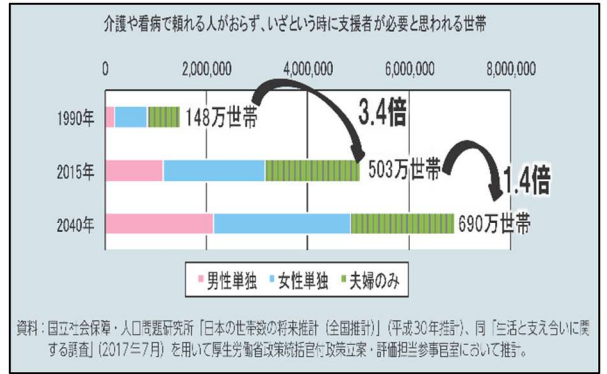
原因

身寄りのいない人が増加

本邦で単身者の数は増加している。だけでなく、「支援を必要とする」人の数も増えていくことが予想され、その数は2040年には690万世帯にも及ぶ。子供のいない世帯は同じく2040年には高齢者世帯の3分の1になる。

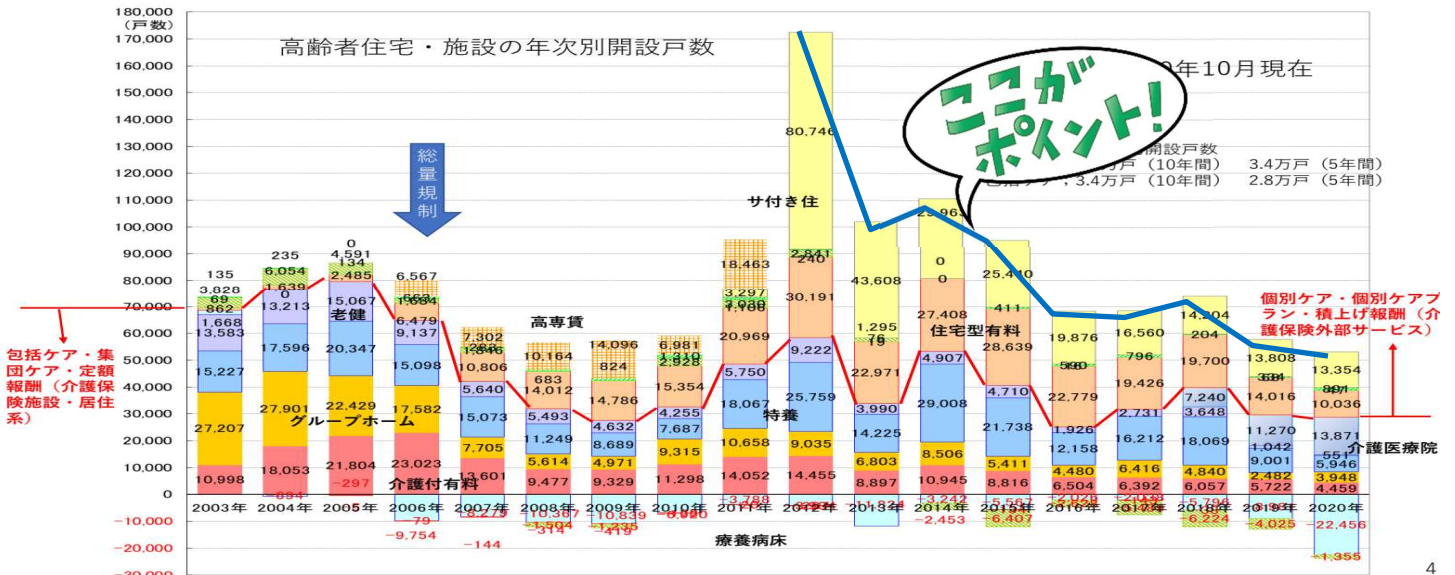


単身というだけでなく身寄りがいない人が増えていくと予想されている



高齢者施設の数が増加

身寄りがいない高齢者をトータルでケアできるのは施設しかない。在宅にはヒト(スタッフ数)とカネ(金銭的負担)のコスト的な限界がある。しかし、おそらく今後施設の数が増えないだろうと予測される。



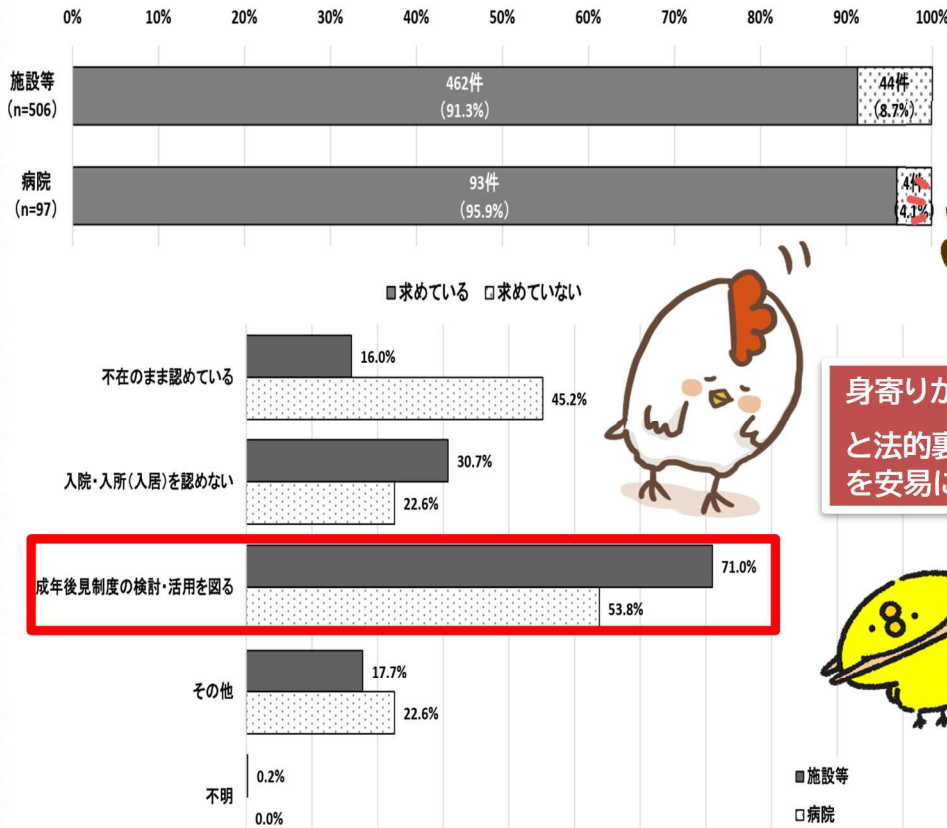
出典: タムラプランニング&オペレーティング「データから見た高齢者住宅・施設の需給バランス」

結果



このままでは病院や施設は親族による身元保証・引受人を得られず、身寄りのない高齢者は行き場を失うことになる。病院や施設は身寄りがいない人を**困難な事例**だと避け続けることはできない時代となっている。

施設のリスクヘッジのやり方



9割の施設は身寄りの存在が必要

身寄りがないとなると中身がよくわからないのと法的裏付けがあることから成年後見人を安易に求めてしまう。

つままれてしまった...

出典:みずほ総研株式会社「介護施設等における身元保証人に関する調査研究事業 報告書」

しかし、**成年後見人制度にはデメリットも多く**、こんなはずではなかったという事例が数多く生まれて伸び悩んでいる。施設の都合からすれば身元引受人がダントツに有利だが、問題点も多いのも事実、より専門的なノウハウの蓄積が求められる。

身元引受人



- ・サービス範囲が広い
- ・比較的低価格
- ・即時契約即時解約が可能
- ・死後事務委任も可能

成年後見人 (法定)



- ・法的裏付けがある
- ・裁判所の監督がある
- ・弁護士等の専門家が行う場合が多い



- ・裁判所の監督はない
- ・専門家ではない

※しかし様々な専門家と提携することでデメリットは解消可能。



- ・月額最低2~3万円程度と高い
- ・決まるまで半年以上かかる場合も
- ・原則死亡時まで解約不可
- ・主に財産管理(金銭管理)のみ
- ・死後事務委任は不可

成年後見人にも解決できない困難事例

とある紹介会社から行政がヘルプを求めているという連絡がありました。おひとり暮らしのAさんという方がいて、施設に入居しなければ生活がままならない状況ですが、実の息子は入居をさせたくないと拒絶の構えをしている事案です。親子喧嘩を前にして行政は**板挟み**になっていました。



その背景にあるのは**相続問題**です。息子さんはAさんが施設に入居するとAさんの財産を自由に使えないことから施設への入居を拒否していたのです。



毎日**数時間にも及ぶ電話攻勢**で行政は疲弊していました。しかし、成年後見は実の息子がいる場合は、なかなか専任することはできませんし、そもそも本人は意思がハッキリしています。



当協会は提携の弁護士に依頼し、行政への迷惑電話をやめるように息子さんに申し向けました。もちろん、通常の身元引受業務もおこなっています。



以後はAさんとの接触、行政との接触も弁護士の先生を通じて行うことになり、無事正常な状態へと復帰いたしました。二週間ほどでスピード解決です。

14年の身元引受事業の一例、困難事例多く

事例1 資産不安 貯金が100万円未満。年金が月換算12万円です生活保護になれるかもわからない。生活保護受給者よりも難しい最困難事例。(生保の場合は生活が安定しているので最困難とまでは言えない)	事例2 多数の債務 借金をしている方であり、日々の支払いにリスクがある方。債権回収会社、NHK、裁判所からの債務名義の通知など。葬儀代をどうするかが肝だった。
事例3 出金対応が必要 振込も口座振替もできず、毎月の金銭を出金して対応するほかなく、諸所の支払いごとに出動が必要とされる事例。	事例4 相続のトータルサポート 不動産をお持ちの方で、相続人とは疎遠になっているが、相続財産を現金化しなければ受け取ってもらえないということで、不動産売却、相続人探索、遺言書の作成とサポートした事例。
事例5 甥や姪との調整 姪や甥が唯一の相続人であることを確信しており、金銭管理表の送付ほか、相続関係を明確にするよう求められている事例。しかし、過度なサービスは不要とされるので各種調整が必要。	事例6 解約必要数多数 電気、ガス、水道、NHKだけにとどまらず、通信販売の会員、スポーツクラブの会員、キャッシュカード、銀行口座と多数の解約が必要だった事例。
事例7 認知症の判断 契約段階において認知症か鬱病かの判断が難しく、仮に認知症としても認知症の進行度合いが、意思能力の有無を図るのに難しく、成年後見人をつけるべきか迷うような事例。	事例8 お小遣いの調整 生活保護を受給しているが、日々のお小遣いが欲しいという方で、施設利用料との兼ね合いからお小遣いの捻出に調整が必要だった事例。
事例9 通帳・カードのお預かり どうしても通帳やカードなどを預けたくないという方がおり、例外的にそのように対応した事例。	事例10 成年後見人との調整 成年後見人が後からついて、金銭管理上の問題は成年後見人に、それ以外の身元保証については当協会にというふうに調整が必要だった事例。
事例11 買い物多数 利用者様の欲しいものが多く(お菓子やクロスワードパズルなど)、通販回数が増え、その都度請求書を送ってもらい、支払い対応をおこなった事例。	事例12 ケアマネからのヘルプ 事実上、ケアマネが身元引受をしており、その方の生活全般をお世話しており負担が大きくヘルプを求められた事例。

どのような困難案件でもご相談下さい

TEL : 0120-196-119 FAX : 092-710-4791

お問い合わせお待ちしております

一般社団法人ロングライフサポート協会
十四年の歴史に誇りを持ち
長き人生を実り豊かに、
地域に貢献して参ります。

事務所概要

●運営会社/一般社団法人
ロングライフサポート協会



●所在地/福岡県福岡市博多区博多
駅前3丁目19-14ビーエスビル博多
3階A2号

●営業時間/9:00~18:00

●web : <http://lls.sakura.ne.jp/>

お問い合わせ先

ロングライフサポート協会 本社事務局

TEL : 0120-196-119

FAX : 092-710-4791

お問い合わせお待ちしております

ロングライフサポート協会 首都圏事務局

一般社団法人 日本再生と活性推進機構

東京都品川区東五反田2-8-3 五反田ASビル2階